

鳥取縣公報

告 示

◇鳥取縣告示第三百一號

鳥取縣協同農業普及事業に従事する専門技術員審査規則に基き昭和二十五年年度において次のように専門技術員の審査を行う。

昭和二十五年六月二十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、書面による審査の期日

昭和二十五年九月二十七日

二、口答による審査の期日及び場所

1 期 日 昭和二十五年九月二十八日

2 場 所 廣島縣

「註」詳細な審査場所については受審資格の有無決定と同時に有資格者へ通知する。

三、審査を出願すべき専門項目

昭和二十五年六月二十三日
第二千百十九号 金 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

- (一) 病害虫
- (二) 土壤肥料
- (三) 稻
- (四) 麦及び雜穀
- (五) そ菜及びいも類
- (六) 畜産
- (七) 生活改善
- (八) 農機具及び畜力利用
- (九) 農産加工
- (十) 畜産加工
- (十一) 農業経営
- (十二) 果樹
- (十三) 工芸作物
- (十四) 農業土木
- (十五) 家畜衛生
- (十六) 飼料及び綠肥作物
- (十七) 管農林

四、提出書類及び期限

(一) 審査出願書 別記様式(一)

1 提出期限 昭和二十五年七月三十一日まで

2 審査出願書に添附すべき書類

- (1) 履歷書 別記様式(二)
- (2) 出願資格を証明する資料

(イ) 最終学校卒業証明書又は試験検定合格証明書
 (ロ) 關係勤務先の勤務証明書又はこれに代るべき資料(不審の点は再度資料を提出させることがある)
 (ハ) 過去の業績報告書 別記様式(ロ)

(ニ) 受審資格の有無決定

1 期日 昭和二十五年八月五日

2 受審有資格者には受審票を送付する。

(三) 審査課題に対する答案

1 審査課題の発表

(イ) 期日 昭和二十五年八月五日

(ロ) 受審有資格者には同日通知する。

2 作成要領字数は四〇〇字詰原稿用紙二〇枚(八〇〇〇字)以内とする

「註」必ず原稿用紙を用いること

3 提出部数

三部作成提出のこと。

4 課題答案の提出締切期日

昭和二十五年九月五日
 四 受審項目が二以上の時はその数に応じ出願書類を作成すること。
 出願書提出先

鳥取縣農林部農業改良課

「註」必ず書留郵便又は本人持参のこと

五、審査出願資格

(一) 旧制又は新制大学若しくは外国におけるこれと同等以上の学校で農業又は家政に関する課程を修了した者で卒業後三箇年以上国、公共団体若しくは法人立の農業若しくは家政に関する試験研究機関(外国にあるものを含む)において試験研究若しくは教育に従事した者、又は国、公共団体若しくは法人の組織(外国にあるものを含む)において農業若しくは家政に関する実務又は普及事業に従事した者。

(二) 旧制専門学校、新制短期大学又はこれに準ずる教育機関若しくは外国におけるこれと同等の学校で農業又は家政に関する課程を修了した者又は実業学校

教員検定規定、中学校、高等女学校教員検定規定及び専門学校卒業程度検定規定による農業又は家政に関する学科目の試験検定に合格した者で卒業又は合格後六箇年以上国、公共団体又は法人立の農業若しくは家政に関する試験研究機関(外国にあるものを含む)において農業若しくは家政に関する実務又は普及事業に従事した者。

(三) 旧制中等学校(旧制乙種農学校を含む)新制高等学校又は外国におけるこれと同等の学校を卒業した者、又は実業学校卒業程度検定規程及び専門学校入学者検定規定による試験検定に合格した者で卒業又は合格後十箇年以上国、公共団体又は法人立の農業若しくは家政に関する試験研究教育機関(外国にあるものを含む)において試験研究若しくは教育に従事した者又は国、公共団体法人の組織(外国にあるものを含む)において農業若しくは家政に関する実務又は普及事業に従事した者。

様式(一)(用紙半紙)

審査出願書

本籍地
現住所

氏名(振仮名をつけること)

生年月日

私儀〇〇〇の項目について専門技術員の審査を受けたので書類を具して願ひ上げます

年月日

右氏名

知事宛

様式(二)(用紙半紙)

履歴書

本籍地
現住所

氏名(振仮名をつけること)

生年月日

学業

一、年月 何学校何科何学年に入学

- 一、年月 何学校何科卒業(又は何学校中途退学)業務
 - 一、年月 何官拜職命若しくは何業に従事(職務内容の詳細に且つ明確に記載すること)
 - 一、年月 何事由により退官若しくは廢業賞罰
 - 一、年月 何事由により何賞何罰を受く
身上に関する件
 - 一、年月 何事由により改氏名等
- (記載注意)
- 一、賞罰は経歴上特に重要な事項
 - 一、身上に関する事項は族称氏名の変更等身上の異動を記載すること。
 - 一、業務記載例
 - 一、就業年月日
 - 二、離職又は轉職年月日
 - 三、右の繼續して従事した期間、何年何箇月
 - 四、職務及び試験研究の内容

- イ、職名例えは何々縣技術吏員(二級)
- ロ、内容稻の栽培法改良に関する試験
- ハ、勤務機關名 何々縣農事試験場
- ヘ、過去の業績報告書様式及び記載例
- 一、所属機關名 農林省農事試験場
- 二、職名 農林技官
- 三、職務内容 試験研究
- 一、研究事項とその概要
水稻に関する事項—温床育苗による葉稻熱病耐病性の早期検定について
- 二、研究期間
自昭和 年 月
至昭和 年 月
- 三、発表場所又は発表書籍名とその年月
〇〇学会において発表(農学年月号より月号迄に掲載)
- 四、共同従事者の有無及び受承区分
なし
- 四、備考

- B、一、所属機關名 〇〇農業専門学校
- 二、職名 教授
- 三、職務内容 教育
- 一、担当課目名
飼料学 家畜飼養学
- 二、担当期間
飼料学 八年三箇月 家畜飼養学 三年
- 四、備考
家畜飼養学は飼養学担当中に併せて教育す
- C、一、所属機關名 〇〇縣農業会
- 二、職名 〇〇縣農業会技師
- 三、職務内容 普及事業
- 一、乳牛の飼養管理
- (1) 係名及び地位その他
〇〇郡農業会畜産係に技術員として奉職
- (2) 従事年数
一四年
- (3) 指導の内容及び地域

- 〇〇郡一円の実地指導
- 二、家畜の飼養管理
- (1) 係名及び地位
〇〇縣農業会畜産課畜産係 係長
- (2) 従事年数
六年
- (3) 指導の内容及び地域
主に乳牛、その他中、小家畜の導入について
係長として勤務
縣内〇〇割は実地指導
- 四、備考
〇〇縣農業会畜産課乳牛係長を歴任後〇〇農学校畜産講師として奉職(この場合Bの様式によつて項を改め記入、記入例)
- D、一、所属機關名 〇〇立〇〇牧場
- 二、職名 業務主任
- 三、職務内容 実務
- 一、従事の内容

00638

家畜の改良増殖及び畜産製造業

(一) 飼養家畜の種類及び頭数(年平均)

乳牛 一五頭
豚 三〇頭

(二) 従事年数
一〇年

(三) 業積発表
雜誌〇〇年月号に発表

四、備考

牧場総面積及びその問題

- 施設地
- 農地
- 放牧地
- その他
- 町
- 町

記載注意

一、所属機関名及び職名は現在又は最終のものを記入のこと。

二、主なる試験研究等についてはその内容を知り得る説明書又は出来得れば別に書籍を添付のこと。

三、職務内容の変更(試験研究から普及事業へ)あつた時は項を改め記入のこと。

四、各事項の内容は出来得る限り詳細に記入し、事項目に該当せぬものは備考としてその書式は任意とする。

鳥取縣告示第三百二号

兒童福祉法第二十四條の規定による措置のため支出する費用のうち、昭和二十五年第一、四半期事務費の月額の限度を次の通りとする。

昭和二十五年六月二十三日

鳥取縣知事	西	尾	愛	治
施設種別	施設名	所在地	月	額
保育所	わかば園	米子市	五	四、一八〇円
同	根雨保育所	日野郡根雨町	二	六、三一七円
同	夜見同	西伯郡夜見村	二	五、三九四円

00633

鳥取縣告示第三百三号

昭和二十二年閣令 内務省令第一号第八條の規定により八頭郡丹比村農地委員会一号委員の候補者につき覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次の通り指定する。

昭和二十五年六月二十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十五年六月二十四日から
同 年六月二十七日まで

彙 報

一、境界変更及び廢置分合について

(一) 昭和二十五年四月一日より島根縣邑智郡川越村に新しく左記大字を設定せられた。

設定大字名 坂本

(二) 昭和二十五年六月十日より廣島縣深安郡山野村大

字山野字菅町浜居場、菅町六地、菅町、菅町段ノ平の及び間僧の区域を同郡廣瀬村の区域に編入した

(三) 昭和二十五年六月十日より廣島縣豊田郡戸野村大字造賀の区域を賀茂郡造賀村の区域に編入した。

(四) 昭和二十五年六月一日より鹿兒島縣出水郡高尾野町大字紫引字後村を大字紫引字中里とせられた。

(五) 昭和二十五年六月一日より岡山縣淺口郡里庄村を里庄町とせられた。

(六) 昭和二十五年五月十五日より福島縣石城郡神谷村を廢し、その区域をもつて平市に編入せられた。

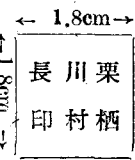
(七) 昭和二十五年六月一日より福島縣双葉郡上岡村を双葉町とせられた。

(八) 昭和二十五年七月一日から秋田縣南秋田郡昭和町の区域のうち大字上 蛇 川、船 橋、岡井戸、ツキノキリユウダヤマダ

槻 木、龍 毛、山田を分け、その区域をもつて豊川村を設置することになった。

(九) 昭和二十五年六月十五日より兵庫縣加古郡加古川町、神野村、平岡村、野田村、尾上村を廢し、その

記



佐賀縣神崎郡仁比山において「村長職印」及び私印(直塚)を昭和二十五年六月六日紛失した旨連絡があつた。

区域をもつて加古川市を設置せられた。

(甲) 昭和二十五年六月十日より岐阜縣吉成郡船津町、阿會布村及び袖川村の区域をもつて神岡町を設置せられた。

(乙) 昭和二十五年五月三日より千葉縣東葛飾郡野田町、旭村、梅郷村及び七福村を廃しその区域をもつて野田市を設置せられた。

二、地方事務所焼失について

(一) 昭和二十五年六月七日午前一時半頃茨城縣那珂地方事務所(那珂郡菅谷町所在)が全焼し書類その他を焼失したので、右事務所に対する照会文書その他のうち未処理になつているものがあれば再度(送付)せられたい旨連絡があつた。

三、村長職印紛失について

(一) 和歌山縣西牟婁郡栗栖川村において「村長職印」を昭和二十五年五月十六日午前十一時二十五分頃紛失した旨連絡があつた。
なお右職印は左記図示の通りである。

昭和二十五年六月二十三日印刷
昭和二十五年六月二十三日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發行所 鳥取縣鳥取市東町取
印刷所 鳥取縣鳥取市東町取
印刷所 鳥取縣鳥取市東町取